

死刑制度の廃止を求める決議

2025年（令和7年）8月29日

佐賀県弁護士会

決議の趣旨

佐賀県弁護士会は、国に対し、死刑の執行を直ちに停止し、速やかに死刑制度を廃止することを求める。

決議の理由

1 はじめに

日本弁護士連合会は、2016年（平成28年）10月、人権擁護大会（福井市）において、「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」を採択した。

当会が所属する九州弁護士会連合会は、2012年（平成24年）に死刑廃止を検討する連絡協議会（死刑廃止検討PT）を設置し、2020年（令和2年）度から死刑制度廃止検討委員会へ組織を発展拡充し、九州弁護士会連合会や管内の単位弁護士会主催で、会内外でのシンポジウムや勉強会を実施し、会員のみならず広く市民とともに、死刑制度について学び、検討し、情報を発信し続けてきた。近年は死刑が執行される都度「直ちに死刑執行の停止を求める」との九州弁護士会連合会理事長声明を発表してきた。そして、九州弁護士会連合会管内の単位弁護士会では、死刑制度は廃止すべきであるとの立場を明らかにする総会決議の採択が重ねられてきた（2018年（平成30年）の宮崎県弁護士会、2020年（令和2年）の福岡県弁護士会、2022年（令和4年）の沖縄弁護士会、2023年（令和5年）の長崎県弁護士会及び熊本県弁護士会における各総会決議）。

当会においても、2013年（平成25年）の「死刑制度について全社会的議論を求め、同制度存続の可否に向けた議論が尽くされるまでの間、死刑の執行を停止することを強く要請する」会長声明以降、同旨の会長声明を6度発出し、会内勉強会や定

期総会において協議をするなど、死刑制度の存廃について議論を重ねてきた。

その結果として、当会は、次のとおり考えるに至った。

日本国憲法（以下「憲法」という。）第13条は、生命に関する権利（生命権）について、公共の福祉に反しない限り最大の尊重を必要とする旨を明言するところ、死刑は紛れもなく生命権に対する制約である。死刑判決が確定した者も国民であり人であることに疑いはなく、死刑制度は人権問題である。弁護士が、弁護士法第1条により基本的人権を擁護し社会正義を実現することを使命とし、法律制度の改善に努力することを義務付けられていることに鑑み、当会は、死刑問題を多数決民主主義による正義とは異なる人権問題と捉えて、少なくとも、現代社会において死刑制度が憲法第13条に違反する疑いを拭い去ることができないと考えるに至った。

以上に加え、誤判の危険性、死刑制度廃止に向けた国際的潮流、政府のいう「世論」のみをもって死刑制度廃止の論拠とすることには疑問が生じること、死刑制度廃止と犯罪被害者等の支援は相互に両立すべき課題であること、共生を目指す拘禁刑の理念の実現といった事情も踏まえれば、死刑制度を是認することはできない。

よって、ここに死刑制度の廃止とその実現までの執行停止を求める次第である。

2 死刑は人権の問題であること

日本国憲法第13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定する。生命権はひとたび奪われてしまうと回復不可能であり、すべての基本的人権の基礎となる本来的に不可侵な権利として、最大限尊重されなければならない。

これに対し、最高裁1948年（昭和23年）3月12日大法院判決（刑集2巻3号191頁）は、次のとおり死刑制度が合憲である旨を判示した。「もし公共の福祉という基本的原則に反する場合には、生命に対する国民の権利といえども立法上制限乃至剥奪されることを当然予想しているものといわねばならぬ。そしてさらに、憲法第三十一条によれば、国民個人の生命の尊貴といえども、法律の定める適理の手続によつて、こ

れを奪う刑罰を科せられることが、明かに定められている。すなわち憲法は、現代多数の文化国家におけると同様に、刑罰として死刑の存置を想定し、これを是認したものと解すべきである。言葉をかえれば、死刑の威嚇力によつて一般予防をなし、死刑の執行によつて特殊な社会悪の根元を絶ち、これをもつて社会を防衛せんとしたものであり、また個体に対する人道観の上に全体に対する人道観を優位せしめ、結局社会公共の福祉のために死刑制度の存続の必要性を承認したものと解せられるのである。」

上記最高裁昭和23年判決は、死刑制度が合憲であることの理由として、①生命権であっても「公共の福祉」による制約に服すること、②憲法第31条（「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」）が、「現代多数の文化国家におけると同様」、死刑制度の存置を念頭に置いていること、③死刑には一般予防をなしうる威嚇力があること、④社会防衛目的の下、「特殊な社会悪の根源を絶」つことが必要であること、を挙げている。

しかし、上記最高裁昭和23年判決の指摘するように、公共の福祉に反する場合には生命が剥奪されることを憲法が念頭に置いているとしても、生命の剥奪は究極の人権制約に他ならず、生命が回復不能であることに鑑みれば、やむにやまれぬ場合（必要不可欠な目的を達成するために必要最小限度の制約に止める場合）に限って例外的に許容されるといわなければならない。また、最高裁昭和23年判決において4人の裁判官が補充意見として、国家の文化が高度に発達して正義と秩序を基調とする平和的社会が実現し、公共の福祉のために死刑の威嚇による犯罪の防止を必要と感じない時代に達したならば、死刑は残虐な刑罰として憲法に違反するものとして排除されることもあり得ることを指摘していることも踏まえる必要がある。

そして、後述のとおり、本日現在、法律上及び事実上の死刑廃止国は144か国にのぼり、上記最高裁昭和23年判決の前提とする多数の文明国家が死刑存置国であるという世界情勢は大きく変化している。また、多くの研究は、死刑の犯罪抑止効果に疑問を示すに至っていることから、死刑には一般予防をなしうる威嚇力があることを前提とする上記最高裁昭和23年判決の論拠にも疑問が呈されるに至った。

さらには、社会防衛という制度目的が必要不可欠であることは疑いが無いが、再犯

防止は死刑によらずとも例えば仮釈放のない終身刑を導入することでも達成可能である。

そうであれば、死刑制度が当該目的を達成するための必要最小限度の制約といえるかについては大いに疑問が残る。

3 誤判の危険性

2024年（令和6年）9月26日、静岡地裁が死刑確定囚であった袴田巖氏に対し言い渡した再審無罪判決（確定）は、誤って無実の人を死刑にしてしまう危険性を改めて浮き彫りにした。死刑執行の恐怖に長期間晒され精神を蝕まれた袴田巖氏を支え続けた姉・袴田ひで子氏は、無罪判決確定後、熊本県弁護士会主催の集会で「死刑制度がなくなって、そういうのが当たり前の世の中になることを、切に願っております。」と述べた。日本において、死刑判決の確定後に再審で無罪となった事件は、免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件に加え5件目となった。

犯人性の誤判のみならず、量刑に関する判断の誤りも、死刑事件においては重大である。裁判員裁判における死刑判決が、控訴審で量刑不当により破棄された事例が複数件報告されており、いずれも無期懲役判決が確定している。

今後、誤判を防止すべく刑事手続が更に改善され、刑事裁判手続に関わる全ての者が誠実に職務を執行したとしても、人間によって運用される以上、誤りが生じる可能性を排斥することはできない。死刑事件に限らず、誤判による冤罪が究極の人権侵害であることを否定する者はいないと思われる。本来、死刑となるべきでない者に対して死刑が執行され、個人の生命権が奪われることがあってはならない。

4 死刑制度廃止に向けた国際的潮流

国際社会において、死刑制度を停止・廃止する国は増加の一途をたどっている。

2024年（令和6年）12月17日、国連総会において、死刑の廃止を視野に入れた死刑執行の停止を求める10回目の決議が、国連加盟国193カ国中過去最多の130カ国の賛成により採択された。2025年（令和7年）9月末日現在、法律上及び事実上の死刑廃止国は、144か国と世界で3分の2以上を占めるに至っている。

先進国とされるOECD（経済協力開発機構）加盟国34か国の中で、韓国は事実上死刑を執行しておらず、米国でも既に約半数の州で死刑制度が廃止され（事実上死刑を執行していない州を含めると3分の2以上を占める）、連邦レベルでの執行も停止されており、国全体として死刑を執行し続けている国は日本のみという状況である。

死刑を廃止することは国際社会の大きな流れといってよく、日本は、国連の自由権規約委員会、拷問禁止委員会、人権理事会から、死刑執行の停止と、死刑制度の廃止を前向きに検討すべきこと、死刑制度の廃止に向けた世論喚起や死刑制度の廃止の必要性に関して国民へ周知すること等を勧告され続けている。

国際社会の一員として、人権を巡る国際的な潮流を軽視し、国際連合からの勧告を無視するのは相当ではない。

5 犯罪抑止効果

死刑制度を存置すべきという根拠の一つとして、死刑制度があることによって凶悪犯罪を抑止できるというものがある。

しかし、こうした犯罪抑止力を疑問の余地なく実証した研究はなく、政府は、死刑の抑止力に関する実証データを一切示していない。むしろ多くの研究は、死刑の犯罪抑止効果に疑問を示していて、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）によれば、死刑が終身刑より凶悪犯罪の防止に効果的といえる根拠はないとの報告がなされている。また、米国では、死刑廃止地域より存置地域の方が殺人発生率が著しく高いとのデータがあり、死刑を廃止したフランスと死刑の執行を停止した韓国においても、廃止前後と停止前後での殺人発生率に違いはなかったとの調査報告がなされている。

そもそも犯罪の抑止は、犯罪原因の研究と予防対策、さらには犯罪の原因となりうる環境的要因を取り除く社会政策を総合的・科学的に行うべきであり、生命を奪う死刑の存続により実現しようとするべきでない。

6 「世論」と死刑

政府は、日本の死刑制度は国民世論に支持されていると説明し、死刑制度の見直しを

求める再三の国連機関からの要請を拒絶している。

政府が2024年（令和6年）に実施した世論調査では、「死刑もやむを得ない」との回答は83.1%にのぼる。しかし、死刑の執行方法など死刑に関する情報が十分に公開されていない我が国において、世論調査の結果を重大な論拠として死刑制度を維持すべきと考えることはできない。上記のとおり、死刑に対する抑止力が証明されていないにもかかわらず、調査対象者の半数以上が、死刑制度がなくなった場合に凶悪犯罪が増えるとは回答していることは、国民において死刑制度に関する情報が十分に共有されていないことの表れといえ、政府のいう「世論」を過大視することはできない。

また、「死刑もやむを得ない」との回答のうち「状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよい」と回答した人の割合が34.4%に上り、これに「死刑は廃止すべきである」とする人の割合（16.5%）を加えると、現在または将来における死刑廃止の可能性を認める人の割合が全体の45.1%となることは注目に値する。

そもそも死刑は人権問題であり、実際に、死刑制度を廃止した多くの国でも、国家が人の生命を奪うことは人権尊重の観点から許されないとの決意から、死刑廃止の世論が多数となるのを待たずに死刑廃止に踏み切ってきた経緯がある。

上記世論調査は、死刑に関する情報を十分に公開し、死刑の存廃について国民による議論を尽くすべきことを示すとしても、生命に直結する究極の人権問題である死刑制度を存置する決定的な理由とはならない。

7 犯罪被害者等の支援との関係

犯罪により生命が奪われた場合、失われた生命は二度と戻ることはない。こうした犯罪は決して許されず、大切な人を犯罪により奪われた被害者遺族が、死刑を望むとしても、その心情は自然といえる。

もっとも、被害者支援と死刑制度の廃止とは、別個の、かつ、相互に両立すべき課題である。被害者支援への取組みは死刑制度に対する考え方如何に拘わらずなされるべきであるし、遺族感情を理由として死刑制度のもつ問題点が看過されることは相当ではな

い。もとより、犯罪被害者やその遺族に寄り添い、その被害の回復や被害感情の慰撫に努めることは弁護士の重要な責務である。犯罪被害者等の権利は、犯人に対する処罰とは無関係に保障されるものであり、弁護士会が犯罪被害者等支援業務を行う個々の弁護士の活動を支援し、国や地方自治体に対してその支援の拡充を求め、さらに犯罪被害者等を支援する社会を形成していくための活動を行うことは当然である。

遺族を含む犯罪被害者に十分な支援を行うことは、社会全体の責務であり、当会は、九州弁護士会連合会、日本弁護士連合会、民間支援組織等と協力・連携しながら、犯罪被害者支援活動に取り組んでいるところである。

当会としては、遺族を含む犯罪被害者に対する支援を充実させることにより一層務めるとともに、死刑制度の廃止をも希求する所存である。

8 共生を目指す拘禁刑の理念と死刑の代替刑

人が犯罪に至る背景には、家庭環境や生育歴、本人の特性のほか、社会や当人の置かれた状況など様々な社会的要因が大きく影響していることは、私たち弁護士が、刑事弁護人として関与する中で経験するところである。

罪を犯した人はその責任を取らねばならないが、犯罪の責任を本人の人格や性格のみに負わせ、生命を奪うことで、問題を解決したと結論付けることは、私たちの社会が抱える問題に目をつぶることになる。

2022年（令和4年）6月、懲役刑と禁錮刑を拘禁刑に再編する刑法改正が行われ、「懲らしめる刑罰」から「更生と教育を主眼とする刑罰」への移行が明確にされた。

しかし、死刑には更生と教育の余地はなく、共生を目指す拘禁刑の理念とは相容れないものである。

環境的・社会的要因が犯罪に影響を与えるのであれば、そうした要因を取り除き改善することで罪を犯した人の更生を支援する努力を諦めるべきでない。犯罪に至った背景や経緯を分析し、どんな人間も変わりうることを信じ、更生のための努力を続けることこそ、追求すべき刑事司法のあり方である。

日本弁護士連合会では、2022年（令和4年）11月15日付けで「死刑制度の廃

止に伴う代替刑の制度設計に関する提言」を取りまとめ、改めて「死刑制度の廃止」と「代替刑としての終身拘禁刑の創設」を政府・国会及び社会全体に提言している。当会においても、今後、仮釈放の可能性のない終身刑を新たな最高刑として導入することを含む死刑の代替刑の在り方について協議し、共生を目指す拘禁刑の理念を追及していく所存である。

9 結語

死刑の存否をめぐる議論は、上記以外にも様々なものがあり、個々の会員にも様々な価値観や意見もある。本決議はこれと異なる会員の意見を否定するものではない。また、本決議によっても個々の会員が本決議と異なる意見を述べ、または本決議と相反する行動をする自由があることは当然である。

しかし、弁護士は、基本的人権の擁護と社会正義の実現という使命に基づき、法律制度の改善に努力する責務を負っており（弁護士法1条）、当会は、死刑問題を多数決民主主義による正義とは異なる人権問題と捉えて、少なくとも、現代社会において死刑制度が憲法第13条に違反する疑いを拭い去ることができないと考えるに至った。

よって、佐賀県弁護士会は、国に対し、死刑の執行を直ちに停止し、速やかに死刑制度を廃止することを求め、決議する。

以上

【参考】

2025(令和7)年8月29日 臨時総会決議

会員数111人

票決数：賛成41人 反対24人 棄権4人